三　経過措置

中央競馬の競走に係る払戻金、加算金及び二号給付金に係る改正法による改正後の競馬法の規定を、平成二六年六月七日以後の競走について適用する等、所要の経過措置を規定することとした。

四　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。

◇**都市計画法施行令の一部を改正する政令**（政令第二二三号）（国土交通省）

1　指定都市の区域の一部を含む都市計画区域であって、その区域内の人口が五〇万未満であるものについて、区域区分を定めなくてもよいこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二二四号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成二四年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、平成二五年八月一日から施行することとした。

◇**租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定**（条約第六号）（外務省）

この協定は、ガーンジーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とガーンジーとの間の人的交流を促進する観点から、学生等特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）

この協定における用語の一般的定義について規定している。（第一条関係）

2　情報の交換（第二章関係）

㈠　両締約者が、自己の権限のある当局を通じて、次章及び第四章の規定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行うこと等について規定している。（第二条関係）

㈡　情報の提供を要請された締約者又は要請に応じて情報を提供した締約者（以下「被要請者」という。）が提供する義務を負わない情報の範囲について規定している。（第三条関係）

㈢　第二章の規定の対象となる租税の範囲について規定している。（第四条関係）

㈣　次のとおり、要請に基づく情報の交換について規定している。（第五条関係）

(1)　被要請者の権限のある当局は、第二条に定める目的のため、被要請者が当該情報を自己の課税目的のために必要とするか否かを考慮することなく、また、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく、要請に応じて情報を提供する。

(2)　被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者（以下「要請者」という。）に提供するために必要な全ての関連する情報収集のための措置をとる。

(3)　各締約者は、自己が第二条に定める目的のため、かつ、第三条の規定の範囲内で、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じ自己の権限のある当局を通じて入手し、及び提供する権限を有することを確保する。

(4)　要請者の権限のある当局は、可能な限りの詳細を付してこの協定に基づく情報提供の要請を行うものとし、求める情報が第二条に定める目的に照らして当該要請と関連性を有することを示すため、被要請者の権限のある当局に対し、所定の情報を提供しなければならない。

㈤　被要請者内における租税に関する調査の際の要請者の権限のある当局の代表者による立会いについて規定している。（第六条関係）

㈥　被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができること、この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上又は職業上の秘密等を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではないこと等について規定している。（第七条関係）

㈦　この協定に基づき両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱うことについて規定するとともに、当該情報を開示する対象の範囲等について規定している。（第八条関係）

㈧　支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意されることを規定している。（第九条関係）

3　二重課税の回避（第三章関係）

㈠　第三章の規定の対象となる者及び租税の範囲並びに第三章の規定において用いられる「締約者の居住者」に該当する個人について規定している。（第一〇条～第一二条関係）

㈡　政府職員の給与所得、元政府職員が受け取る年金等に対しては、政府職員の派遣元である一方の締約者においてのみ課税することができること等を規定している。（第一三条関係）

㈢　学生又は事業修習者が滞在する一方の締約者外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約者において免税となることを規定している。（第一四条関係）

㈣　我が国及びガーンジーにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去することを規定している。（第一五条関係）

4　特別規定（第四章関係）

第三章の規定に適合しない課税についての申立て及び両締約者の権限のある当局の合意による問題の解決等について規定している。（第一六条関係）

5　最終規定（第五章関係）

この協定中の章及び条の見出し並びにこの協定の効力発生及び終了について規定している。（第一七条～第一九条関係）

6　議定書

この協定の不可分の一部を成すものとして、被要請者の迅速な対応を確保するために被要請者の権限のある当局が行うことについて規定している。